

社会福祉法人 睦愛会

緑園都市睦愛園

指定介護老人福祉施設 運営規程

社会福祉法人睦愛会 緑園都市睦愛園

指定介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人睦愛会が開設する緑園都市睦愛園（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）は、要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護および療養上の管理その他の医療を要する者等（以下「入所者」という。）について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう世話をを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設の従業者は、可能な限り、入所者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を十分に尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するように努めるものとする。
- 3 施設は、できる限り明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 2 名 称 緑園都市睦愛園
- 3 所在地 横浜市泉区岡津町3 2 1 7 番 1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種		兼務	専従	職務内容
施設長（管理者）	常勤	1名		施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
医師（嘱託医）	非常勤	2名		入所者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。

職種		兼務	専従	職務内容
生活相談員	常勤	1名以上	1名	施設入所の申込み及び相談業務等を行う。
介護支援専門員	常勤	1名以上	1名	施設サービス計画の作成及びその実施状況の把握を行う。
看護職員	常勤	1名以上		入所者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。
	非常勤	3名以上		
介護職員	常勤	37名以上		入所者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。
	非常勤	17名以上		
管理栄養士	常勤	2名		入所者の食事に関する必要な栄養管理を行う。
	非常勤	1名以上		
機能訓練指導員	常勤	1名		入所者に対する必要な機能訓練を行う。
	非常勤	1名以上		

(入所定員)

第5条 施設の指定介護老人福祉施設の定員は、117人とする。

(1ユニット定員10人 11ユニット、1ユニット定員7人 1ユニット)

(入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

介護保険の給付対象となるサービス

- 一、入浴・清拭等による清潔の保持
- 二、食事、排泄、離床、着替え、整容等日常生活上の世話
- 三、相談及び援助
- 四、レクリエーション、行事等の教養娯楽
- 五、必要な行政機関への手続きの援助等、社会生活上の便宜の提供
- 六、機能訓練
- 七、健康管理
- 八、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者に状態に応じた口腔衛生管理を計画的に行う
- 九、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う

十、その他必要な介護老人福祉施設サービスの提供

- 2 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、一定以上所得者は3割または2割、それ以外は1割の額とする。
別紙利用料金表の通り。
- 3 介護給付対象とはならないサービスとして利用者負担となるもの。
別紙利用料金表の通り。
- 4 第2、3項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設の利用にあたっての留意事項）

- 第7条 施設を利用するにあたって、入所者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の入所者に迷惑を及ぼす言動は行ってはならないものとする。
- 2 外出・外泊を行う際には、必ず外出簿に必要事項を記入すること。なお、安全のため家族又は従業者が付き添うことを原則とする。

（非常災害対策）

- 第8条 施設は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて消防計画および風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。
- 2 施設は、前項の計画に基づいて、年2回避難・救出訓練を行うものとする。

（緊急時の対応方法）

- 第9条 施設利用サービス提供中に、入所者の症状が急変、その他緊急事態が生じた時は、主治の医師及び施設の協力病院に連絡し適切な処置を講じるものとする。

（身体拘束や事故発生時の対応について）

- 第10条 施設は、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。行う場合にはその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 施設において、施設の責任により賠償すべき事故が発生した場合は、施設は速やかにその損害を賠償する。ただし、施設の故意又は過失によらない時は、この限りではない。
 - 4 施設は、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防止する為に事故防止委員会を組織して取り組む。

(虐待防止の対応について)

第11条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 3 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 5 前事項に挙げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情解決体制)

第12条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情処理責任者、苦情受付担当者を設置するものとする。

- 2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導、または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(人権に配慮)

第13条 入所者の人格を尊重し、人権に充分配慮する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第14条 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 施設は、入所者等の個人情報を適正に取り扱うものとする。

(記録の開示)

第15条 施設は、入所者本人・身元引受人より各種書類について開示要求があった場合は所定の手続きにより速やかに開示する。

- 2 開示請求希望の場合は相談員が受付をし、開示日程については施設と開示請求者とで調整する。

(その他の運営に関する重要事項)

第16条 従業者等の質的向上を図るため、次の研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時2ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

2 この規程に定める事項の外に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人睦愛会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

平成21年10月1日 改定

令和3年4月1日 改定

令和6年4月1日 改定